

平成 28 年 2 月 1 日

## 写

県内の監理団体 代表者 殿

技能実習生等受入適正化推進会議  
座 長 舩 山 錡 吾

### 技能実習生の労働条件の確保・改善等に関する要請について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、岐阜県内には、愛知県に次いで全国で 2 番目に多い外国人技能実習生が現在技能実習活動に従事していますが、これらの技能実習生を受け入れている実習実施機関の中には、法定の最低賃金、割増賃金を支払わない、長時間労働を行わせている等の労働基準関係法令等に違反している事業場が、依然として数多く認められます。

また、一部には、労働基準監督署等の監督指導時における事業主等の虚偽説明又は帳簿の改ざん等の隠蔽行為が広がっており、さらに監理団体ぐるみの隠匿も疑われる事案があるなど、より一層の悪質化が進んでいます。

当推進会議は、これらの問題に対処するため、労働行政のみならず関係機関が緊密に連携することにより、監理団体・実習実施機関にとどまらず広く県民に対し、技能実習生等の適正な受入れのためのコンセンサスを形成することを目的とし、関係機関及び労使団体が参集し設置されたものです。

技能実習生の受入にあたっては、監理団体による実習実施機関への指導・監督・支援体制の強化及び団体運営の透明化が強く求められており、技能実習生の労働条件の確保・改善等の取組において、監理団体が果たす役割は大きくなっています。

つきましては、これらの技能実習生問題の現状及び監理団体が本来果たすべき役割の重要性について改めてご認識いただき、貴団体傘下の実習実施機関が違法・不適正な技能実習生の受入れを行うことが決してないよう、下記事項について強く要請いたします。

### 記

- 1 「技能実習制度」において強く求められている監理団体が果たすべき役割を十分に認識し、技能実習生の適正な受入れを徹底するため、技能実習の実施状況の把握に努め、実習実施機関に対する指導・監督・支援を適切に実施すること。

特に、監理団体役員が実習実施機関に赴き技能実習の状況を直接確認する「監査」を確実に実施すること。

2 実習実施機関が労働関係法令に違反することなく適正な労務管理を行うよう、次の事項について必要な指導を行うこと。

(1) 労働時間管理について

- ア タイムカード等の客観的な記録を基礎として、適正な労働時間管理を行うこと。
- イ 時間外労働は、使用者の指示命令の下に行わせるものであり、労働時間管理を技能実習生自身に任せないこと。
- ウ 適正に把握した時間外労働・休日労働の実績に基づき、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払うこと。
- エ 時間外・休日労働は、労働基準監督署に届出した時間外・休日労働協定届の範囲内で行うこと。

(2) 賃金の支払いについて

- ア 最低賃金額以上の額で定期賃金額を設定するとともに、賃金控除を行う場合には、控除協定を締結した上で、控除の内訳及び金額を明確にし、あらかじめ技能実習生自身に通知すること。なお、控除額は実費を超えないこと。
- イ 賃金の支払いに関する紛争防止のために、賃金明細書は必ず交付すること。
- ウ 本人の希望であっても、預金通帳、キャッシュカード及び印鑑を預からないこと。

(3) 帳簿等について

- ア 賃金台帳、タイムカード等の労働基準法で作成を義務づけられた帳簿等の作成を必ず行い、3年以上保存すること。
- イ 帳簿等の改ざんを行わないこと。

(4) 安全衛生確保について

- ア 長時間労働の抑制とともに健康診断等により健康状態の把握に努め、適切な健康確保対策を講じること。
- イ 労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制の整備、安全衛生教育、機械設備等の危険有害防止対策を適切に講じること。
- ウ 寄宿舍については、消火器や警報設備の設置など適切な火災防止対策を講じるとともに非常時の避難通路・措置を確保すること。
- エ 労働者が労働災害等により死亡又は休業したとき、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出するとともに、必要に応じ労災保険による適正な補償が受けられる手続きを取ること。

3 実習実施機関の技能実習生に対する人権侵害、或いは人権侵害につながりかねない次の事項について、必要な指導を行うこと。

- ア 技能実習生に対する、暴行・脅迫・監禁、及び技能実習生からの違約金等の徴収や失踪等問題事例の発生の防止等を口実とした、預金通帳・印鑑・旅券、在留カード等の取上げ、預かり等を行わないこと。

イ 技能実習生に対し、就業時間外の宿舎からの外出制限、自転車・携帯電話・パソコンの所持や使用の制限、来客との面会制限等を行わないこと。

4 技能実習生を受け入れる際、送出し機関と技能実習希望者との間で締結された送出しに係る契約を把握し、日本の労働法令に反する契約、契約中に保証金の徴収に関する規定等不適正な内容を発見した場合は、当該送出し機関からの受入れを直ちに停止するとともに、入国管理局に報告すること。また、技能実習生を受け入れた後に不適正な内容を含む契約を発見した場合についても同様であること。

5 監理団体は、職業紹介事業者として、次の事項に留意の上、職業安定法を遵守し職業紹介事業を適正に運営すること。

ア 技能実習生に対し、従事することとなる業務の労働条件を十分に理解を得た上で労働契約を締結させ、適切に労働条件の明示を行うこと。

イ 職業安定法に規定する事項に変更があった場合は、指定期日までに届出を行うこと。

ウ 取扱職種の範囲等（苦情の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内容）については、あらかじめ技能実習生及び実習実施機関に対して明示すること。

エ 求人求職者管理簿に必要事項を適正に記載し、備え付けること。

6 実習生による資格外活動等の不法就労事案や、実習実施機関に係る虚偽申請により研修生が不法入国していた事案が認められたことから、このような犯罪行為を防止するために、監理団体はもちろんのこと貴団体傘下の実習実施機関・技能実習生に対しても、その入国に係る関連法令等に違反しないよう遵法意識などの啓発を行い、またその遵守状況についても必要な指導・監督・支援を実施すること。

(参考) 技能実習生等受入適正化推進会議

座長 榊山 錡吾 (朝日大学大学院法学研究科教授)

構成行政機関・団体

- ・厚生労働省 岐阜労働局
- ・法務省 名古屋入国管理局
- ・岐阜県
- ・岐阜県警察本部
- ・公益財団法人 国際研修協力機構 (JITCO) 名古屋駐在事務所
- ・日本労働組合総連合会岐阜県連合会 (連合岐阜)
- ・一般社団法人 岐阜県経営者協会
- ・岐阜県中小企業団体中央会

事務局 岐阜労働局労働基準部監督課